大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針【概要】

本県の懸案事項

体育保健課 文化課

- 国のガイドラインでは、当初示されていた令和7年度末の目途がなくなったため、市町村の改革の停滞につながり、進捗状況に格差が生じる。
- 少子化に伴う部活動生徒の減少により、学校単位での活動が難しい状況もみられることから、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に早急に取り組む必要がある。
- ※ 本方針の対象 I:公立中学校、県立高校 II~IV:公立中学校
- Ⅰ 学校部活動 【平成30年(運動部)、31年(文化部)策定の方針を踏襲】

学校部活動を実施する場合の適正な運営等の在り方について示す

(主な内容)

- 〇週当たり2日以上の休養日を設定(平日1日、週末1日) ※高等学校は原則
- ○科学的トレーニングの導入等により、効率的・効果的な活動の推進
- ○生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- ○学校部活動と地域スポーツ・文化芸術団体との連携



Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校と地域の連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域 クラブ活動の在り方を示す

(主な内容)

- ○地域クラブ活動の受け皿となる運営団体・実施主体の整備充実
- ○地域スポーツ団体・文化芸術団体、学校、保護者等からなる協議会の設置
- ○適切な休養日等の設定(学校部活動の基準に準じる)
- ○意欲ある教師等の円滑な兼職兼業、質の高い指導者の確保

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備にあたり、多くの関係者が連携・協働 して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す

(主な内容)

- ○休日の部活動は、令和7年度末までに地域クラブ活動へと移行することを目指す
- ○地域の実情等により、令和7年度末までの移行できない場合であっても、合同部 活動等の導入や部活動指導員、外部指導者を適切に配置する
- ○県の方針は、改革推進期間終了後、見直しを行う
- ○市町村においても、推進計画の策定等により、取組内容やスケジュール等を 周知する

Ⅳ 大会等の在り方

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ズ等に応じた 大会等の運営の在り方を示す

(主な内容)

- 〇大会参加資格を、地域クラブ活動も参加できるよう見直しを行う
- 〇生徒や指導者の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査する